適正な競争で良質なサービスを実現し、労働条件の改善を！

全国に広がる条例制定の動き

〈2017年2月現在〉

すでに下記の市・区で公契約条例が制定され、北は北海道、南は九州・沖縄まで、全国各地で公契約条例の制定に向けた行政による調査・検討や労働組合等による運動が進められています。

すでに公契約条例が制定された地域

- 野田市・我孫子市（千葉県）
- 草加市・越谷市（埼玉県）
- 渋谷区・足立区・千代田区・世田谷区・多摩市・国分寺市（東京都）
- 川崎市・相模原市・厚木市（神奈川県）
- 豊橋市（愛知県）
- 三木市・加西市・加東市（兵庫県）
- 高知市（高知県）
- 直方市（福岡県）

※最低賃金以上の賃金の支払を義務付けるのではなく、要請するに留まる理念条例や指針はもっと多くの地域で制定されています。

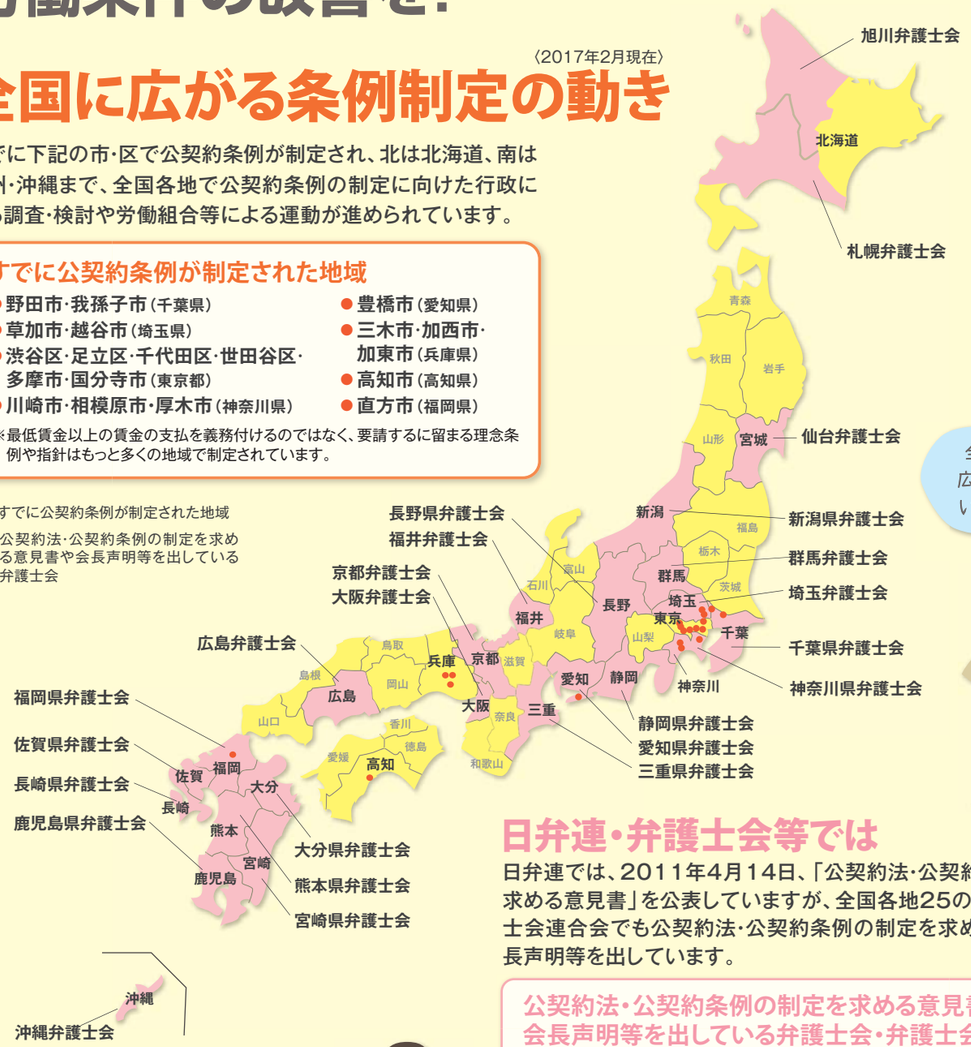

日弁連・弁護士会等では

日弁連では、2011年4月14日、「公契約法・公契約条例の制定を求める意見書」を公表していますが、全国各地25の弁護士会・弁護士会連合会でも公契約法・公契約条例の制定を求める意見書や会長声明等を出しています。

公契約法・公契約条例の制定を求める意見書や会長声明等を出している弁護士会・弁護士会連合会

- 旭川弁護士会
- 札幌弁護士会
- 北海道弁護士会連合会
- 仙台弁護士会
- 千葉県弁護士会
- 埼玉弁護士会
- 群馬弁護士会
- 神奈川県弁護士会
- 新潟県弁護士会
- 静岡県弁護士会
- 長野県弁護士会
- 愛知県弁護士会
- 三重県弁護士会
- 福井弁護士会
- 京都弁護士会
- 大阪弁護士会
- 広島弁護士会
- 福岡県弁護士会
- 佐賀県弁護士会
- 長崎県弁護士会
- 大分県弁護士会
- 熊本県弁護士会
- 宮崎県弁護士会
- 鹿児島県弁護士会
- 沖縄弁護士会

これらの意見書や会長声明等は各弁護士会・弁護士会連合会のホームページに掲載されています。

参考 | 多摩市公契約条例第1条

この条例は、多摩市(以下「市」という。) が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

お問い合わせ先 JFBA 日本弁護士連合会 Japan Federation of Bar Associations
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL.03-3580-9841 (代)

2017年2月

公契約法・公契約条例の制定を！

日弁連は、公契約法・公契約条例の制定を求めています。

官製ワーキングプアをなくし、生活賃金を！
公共サービスの質の向上を！
適正な競争で地域経済の活性化を！

JFBA 日本弁護士連合会

公契約法・公契約条例の制定で

「公共サービスの質の確保」と「生活できる賃金」へ底上げを！

公契約とは？
国・地方自治体が行政目的を遂行するために民間企業や民間団体と締結する契約を「公契約」と呼んでいます。公契約には、国・地方自治体が民間企業に発注する建設工事や公共施設の清掃等の業務委託など多くの公共サービス事業が含まれています。

現状の問題点 コストダウンの影響が賃金の低下に

公契約については、近年、委託企業間の価格競争が激化して、落札額の低下が進み、サービスの質の低下やそこで働く労働者がワーキングプアとなる労働条件の悪化が問題となっています。

例えば 競争入札

公契約は、談合防止等のため多くの場合、競争入札で決定します。

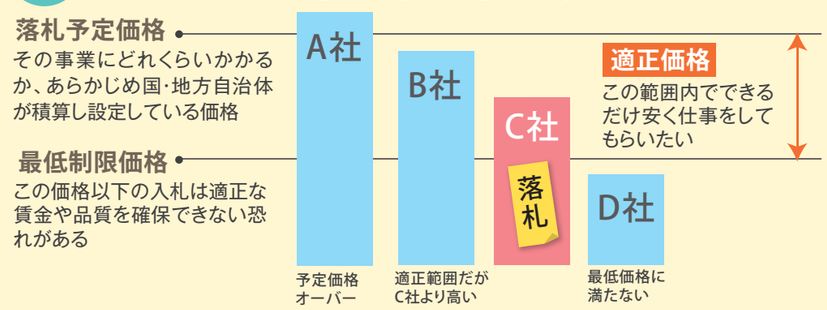

公契約法・公契約条例がない地域に起きる問題点

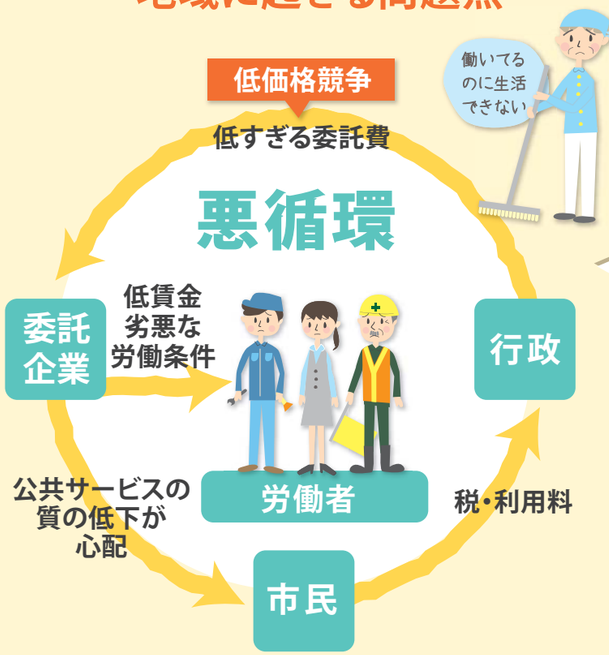

諸外国では？

公契約規制は、イギリスの公正賃金決議(1891年)やフランスのパリ市で始まり、アメリカ合衆国に広がりました。1949年には国際労働機関(ILO)でも94号条約として「公契約における労働条項に関する条約」が成立、これまでに62か国が批准しています（日本は未批准）。

公契約は生活に密着しています。公契約条例がないと…

各業界では こんな問題点が

建設業
低価格での契約が横行。現場では利益確保のため少人数となり、個々の労働条件が悪化。また、元請けから下請け、孫請けと各段階で経費が引かれ、労働者は賃金では生活できないことも。

保育施設
自治体経営だった保育所が指定管理者制度等により民間委託へ。賃金が低いため保育士の中途退職者が増加。職員の入れ替わりが激しく子ども達にも悪影響が出てしまいます。

市立の病院など
経営が厳しいため外注費が下落。仕事量は変わらないのに人件費削減で職員1人あたりの負担は増える一方。現場が混乱し、患者さんへの影響も心配されています。

ゴミ収集・清掃員
競争入札の増加で働く人の賃下げや労働条件が悪化。委託企業の労働者が暮らせないばかりか、市民生活に密着した公共サービスの質の低下も懸念されます。

実際に 起こったこと

大阪市では生活保護申請が認められる事態に
大阪市では、市営地下鉄の構内清掃について民間委託先の労働者がフルタイムで働いても生活保護の基準以下の賃金しかもらえず、生活保護が認められたことがありました。

民間委託で痛ましい事故が
2011年夏、泉南市(大阪府)で市立小学校のプール開放日に小学1年生が溺死する痛ましい事故が起きました。監視業務をしていたのは管理運営を委託された民間企業でした。当日、監視員が1人しかおらず、委託を受けた会社は「委託料からでる時給では人が集まりにくかった」と話しています。

公契約条例の制定

問題点を解決する

公契約法・公契約条例とは

国や地方自治体が、公契約を締結する際に、民間企業や民間団体に対し、国や地方自治体が定めた賃金額よりも高い賃金をそこで働く労働者に支払うことを義務付けるというものです。

公契約法・公契約条例による地域の経済の活性化

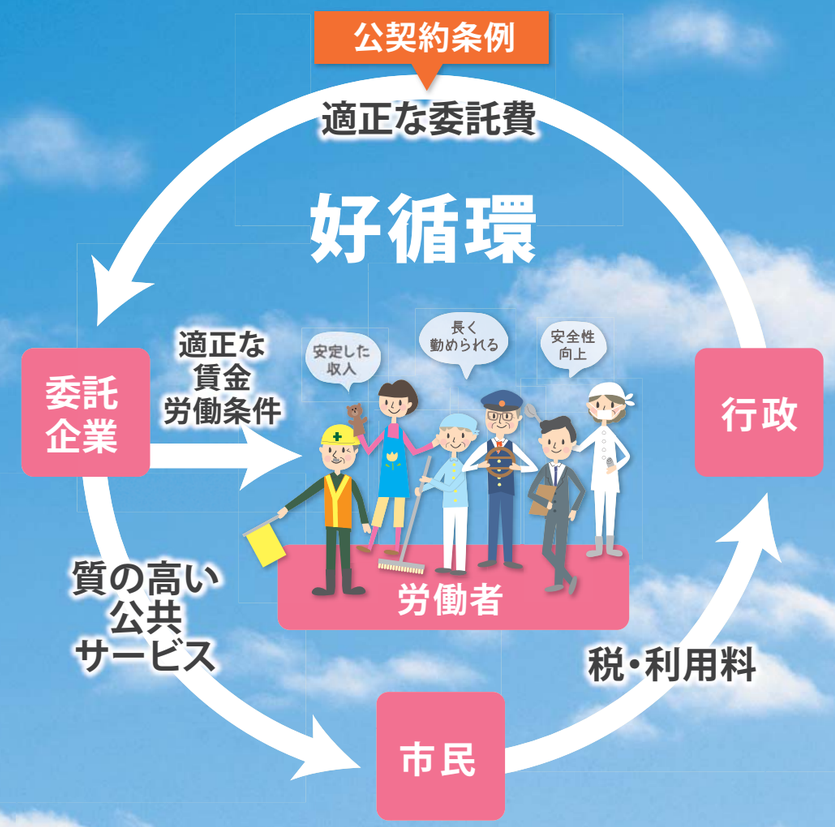

日本で最初に最低賃金を盛り込んだ公契約条例を制定した千葉県野田市では、最低賃金ぎりぎりであった業務委託の賃金が時給で100円程度アップしています。川崎市でも事務の臨時職員の賃金が30円程度引き上げられました。このように、公契約条例による賃金等の労働条件改善の効果が確認されています。